

パラメータ発明 知財大合議

実施例が少なくサポート要件不十分

明細書のサポート要件の存在は、特許権者が証明責任を負う。

パラメータ発明に関する発明において、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その数式が示す範囲と得られる効果(性能)との関係の技術的意味が、特許出願時において、**具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか**、又は、特許出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、**所望の効果(性能)が得られると当業者において認識できる程度に**、具体例を開示して記載することを要する。

実施例が二つと比較例が二つ記載されているにすぎず、具体例を開示して記載しているとはいえ、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するという事はできない。

特許出願後に実験データを提出して発明の詳細な説明の記載内容を記載外で補足することによって、その内容を特許請求の範囲に記載された発明の範囲まで拡張ないし一般化し、明細書のサポート要件に適合させることは、発明の公開を前提に特許を付与するという**特許制度の趣旨**に反し許されない。

86 知財高判H17/11/11 パラメータ特許事件

除くクレーム 知財大合議

除くクレームは新規事項でなく訂正可能

『明細書又は図面に記載した事項』とは、技術的思想の高度の創作である発明について、特許権による独占を得る前提として、第三者に対して開示されるものであるから、ここでいう『事項』とは明細書又は図面によって開示された発明に関する技術的事項であることが前提となる。『明細書又は図面に記載した事項』とは、**当業者によって、明細書又は図面のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項**であり、補正が、このようにして導かれる技術的事項との関係において、**新たな技術的事項を導入しない**ものであるときは、当該補正は、『明細書又は図面に記載した事項の範囲内において』するものといえることができる。

特許出願に係る発明のうち、特許出願時には公開されていなかった**先願発明と同一である部分**を、いわゆる「除くクレーム」によって除外する訂正を請求する場合についても、一般的な判断基準が適用される。

91 知財高判H20/5/30 ソルダレジスト除くクレーム事件